

関係各研究機関代表者 殿

独立行政法人日本学術振興会

理事長 杉野 剛
(公印省略)

令和5(2023)年度科学研究費助成事業(学術研究助成基金助成金)(特別研究員奨励費)
(雇用PD等)の交付内定(追加交付)について(通知)

独立行政法人日本学術振興会(以下「日本学術振興会」という。)が交付を行う令和5(2023)年度科学研究費助成事業(学術研究助成基金助成金)のうち、特別研究員奨励費(雇用PD等)について、別添「令和5(2023)年度交付内定一覧(日本学術振興会交付分 追加交付)」(以下「内定一覧」という。)のとおり交付内定をしましたので通知します。

ついては、内定一覧の内容を各研究代表者に通知するとともに、研究代表者がこれにより助成金の交付を希望する場合には、下記の提出書類を提出してください。

記

I 提出書類及び提出期限

別紙1「科学研究費助成事業—科研費—学術研究助成基金助成金「特別研究員奨励費(雇用PD等)」の使用について各研究機関が行うべき事務等」の内容を確認した上で、下記の提出書類を、日本学術振興会研究助成第一課に、それぞれの提出期限までに提出してください。

提出書類	作成者	提出期限
(1)必ず提出する書類		
① 変更交付申請書(様式D-2-7)	研究代表者	10月20日(金)
② 支払請求書(様式D-4-1)		
(2)必要に応じ提出する書類		
③ 交付申請の辞退届(様式D-7-3)	研究機関	10月13日(金)
④ 育児休業等又は病気を理由とする特別研究員の採用中断に伴う交付申請留保届(様式D-10-4)		
⑤ 間接経費の辞退届(様式D-11-4)		

II 提出方法

科研費電子申請システムにより日本学術振興会へ提出してください。
なお、上表のうち、③～⑤の提出を希望する場合は「IV 提出先・問合せ先」に連絡してください。

※印刷物の郵送による提出は不要です。

III 留意事項

- 本年度に適用することを予定している交付条件は別紙2のとおりですので、内容を研究代表者に周知してください。
- 交付申請に当たっては、電子申請システム上で「研究活動の公正性の確保及び適正な研究費の使用について確認・誓約すべき事項」(別紙3)について、研究代表者に確認を求めています。この確認事項において、研究代表者が既に研究倫理教育の受講等を行ったこと、日本学術会議の声明「科学者の行動規範—改訂版—」や、日本学術振興会「科学の健全な発展のために—誠実な科学者の心

得一」の内容のうち、研究者が研究遂行上配慮すべき事項について、十分内容を理解し確認することとしています。

また、本内容は本会のホームページに掲載していますので、研究代表者の責務として、本内容を研究分担者にも必ず周知し、理解してもらうよう各研究代表者に周知してください。

URL : https://www.jpsps.go.jp/j-grantsinaid/15_hand/index.html

3. 変更交付による助成金の使用については、本通知日以降、必要な契約等を行って差し支えありません。必要な経費は、助成金受領後に支出し、又は研究機関等が立て替えて助成金受領後に精算してください。また、間接経費については、公正・適正かつ計画的・効率的に使用してください。
4. 変更交付決定は変更交付申請書提出期限の約4週間後、送金は本変更交付決定の約2～3週間後に行う予定です。
5. 交付申請書に含まれる個人情報、助成金の交付等業務のために利用（データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。）するほか、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）に提供するとともに、政府標準利用規約*に準拠して取り扱い、国立情報学研究所の科学研究費助成事業データベース（KAKEN）に収録し公開する予定です。
※【参考：政府標準利用規約（第2.0版）（平成27年12月24日決定 各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議）】
URL : https://www.digital.go.jp/resources/open_data/
6. 科研費による研究の実施に当たり、研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」（体制整備等自己評価チェックリスト）及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく「取組状況に係るチェックリスト」（研究不正行為チェックリスト）を提出する必要があります。令和4（2022）年4月以降において両チェックリストの提出がない研究機関に所属する研究者が、研究代表者である研究課題については、交付決定を行いませんので、該当する場合は速やかに提出してください（令和4（2022）年4月以降に別途、両チェックリストを提出している場合には、改めて提出する必要はありません。）。詳細は各種目の公募要領を確認してください。
7. 平成29年2月17日付けで文部科学省から関係研究機関宛てに参考1の通知が発出されています。ついては、貴研究機関所属の研究代表者に周知してください。また、貴研究機関において研究代表者からの申し出を受ける等により、国際連合安全保障理事会決議第2321号の主文11に該当する可能性のある事実を把握した場合には、「IV 提出先・問合せ先」に報告してください。
8. 科研費による研究活動を行う研究者は、当該研究者が関与する全ての研究活動に係る透明性の確保のために必要な情報（当該研究者の研究資金や兼業等に関する情報の他、寄附金等に関する情報、資金以外の施設・整備等による支援に関する情報を含む）について、研究機関の取扱いに基づき研究機関と適切に共有する必要があります。
※参考：
【競争的研究費の適正な執行に関する指針（令和3年12月17日改正 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）】
URL : <https://www8.cao.go.jp/cstp/kokusaiteki/integrity/shishin.pdf>
【研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について（令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定）】
URL : https://www8.cao.go.jp/cstp/kokusaiteki/integrity/integrity_housin.pdf
【研究インテグリティに関する検討（内閣府HP）】
URL : <https://www8.cao.go.jp/cstp/kokusaiteki/integrity.html>
9. 科研費による研究活動を行う研究者は、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）に基づき規制されている技術の取扱いを予定している場合には、当該法律や所属研究機関の規程等を踏まえ、安全保障貿易管理体制や対処方法を十分に確認することとしており、研究機関は、当該事務を適切に行うために必要な体制を整備する必要があります（参考2参照）。

IV 提出先・問合せ先

〒102-0083 東京都千代田区麹町5-3-1

独立行政法人日本学術振興会 研究事業部 研究助成第一課 総務企画係

TEL 03-3263-0980、0976、1041（特別研究員奨励費）

(添付書類)

別添「令和5(2023)年度交付内定一覧(日本学術振興会交付分 追加交付)」

別紙1「科学研究費助成事業－科研費－学術研究助成基金助成金「特別研究員奨励費(雇用P D等)」の使用について各研究機関が行うべき事務等」

別紙2「科学研究費助成事業－科研費－学術研究助成基金助成金「特別研究員奨励費(雇用P D等)」研究者使用ルール(交付条件)」(予定)

別紙3「研究活動の公正性の確保及び適正な研究費の使用について確認・誓約すべき事項」

参考1「国際連合安全保障理事会決議第2321号の厳格な実施について(依頼)」(平成29年2月17日付け 文部科学省大臣官房国際課長通知)

参考2「外為法の遵守徹底及び安全保障貿易管理に係る体制整備について」(経済産業省貿易管理部安全保障貿易管理課)